

事務連絡  
令和5年10月6日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

女性建設労働者のための作業員施設の整備促進に向けた  
建設関係助成金の周知 について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、女性の入職促進を図るため、「人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置女性コース（建設分野）」において、中小元方建設事業主が施工管理する工事現場で作業等を行う女性建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業について、経費の一部助成を行っています。今般、本助成金のさらなる活用促進について、国土交通省を通じ厚生労働省から別添の通り、周知用リーフレットと併せて周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業に対し、女性専用作業員施設の整備においては、本助成金の活用をご検討いただきますよう周知をお願いします。

以上

(担当：労働部 吉田)

事務連絡  
令和5年10月2日

建設業者団体 各位

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課

女性建設労働者のための作業員施設の整備促進に向けた  
建設関係助成金の周知について(依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、建設業においては、女性労働者の活躍・定着のさらなる推進にあたり、建設業で働く全ての女性が働き続けられること、女性が建設業への入職を選択できることに資する就労環境整備が課題となっています。

このため、厚生労働省において、女性の入職促進を図るため、「人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置女性コース(建設分野)」において、中小元方建設事業主が施工管理する工事現場で作業等を行う女性建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業について、経費の一部助成を行っているところであり、今般、本助成金のさらなる活用促進について、厚生労働省から周知方依頼がありましたので、別添1のとおり、周知用リーフレットを送付します。貴団体傘下の建設事業主団体に対して周知をしていただくとともに、女性専用作業員施設の整備においては、本助成金の活用をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、本助成制度の申請に必要な様式については、厚生労働省において別添2のとおり記載例を作成しHPに掲載しておりますので、周知の際は併せてご活用をお願いいたします。

(様式記載例の掲載HP)

・建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード(令和5年度)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00013.html)

・人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)女性専用作業員施設設置経費助成様式記載例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/ken-setsu-kouwan/index\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/ken-setsu-kouwan/index_00006.html)

〈助成金に関するお問い合わせ先〉  
厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課建設・港湾対策室  
建設労働係  
TEL 03-5253-1111(内線 5804)

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

# 助成金を活用して 女性トイレや更衣室等の施設を 建設現場に設置※ してみませんか？



※ 助成金の支給対象となるのは、施設を賃借により設置した場合に限ります。

## 人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

- **受給対象** 中小元方建設事業主
- **対象事業** 女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業  
[対象となる作業員施設の種類] トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

### Q.1 何にいくらぐらい助成されるの？

施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5が  
助成されます。（1事業年度あたりの上限 60万円）



### Q.2 女性が少ない現場には関係ないのでは？

女性専用施設を導入することで、**男性も含めた快適な職場環境を見直す  
きっかけにもなります。**誰もが働きやすい職場実現のため、助成金の活用  
をご検討ください。



申請手続は裏面をご覧ください。



# 申請手続

助成金の支給を受けるには、

**【計画届】と【支給申請書】**の提出が必要です！

## ① 計画届の提出

女性専用作業員施設の賃借事業を開始しようとする日の2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。

(提出物)

- ・計画届（建作様式第2号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）
- ・建設業許可証明書
- ・労働保険料等納入通知書の写し
- ・賃貸契約書の写し 等

## ② 賃借開始

## ③ 賃借終了

## ④ 支給申請書の提出

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。提出期間については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

(提出物)

- ・支給申請書（建作様式第5号の3）
- ・女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第5号の3別紙1）
- ・女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・作業員名簿
- ・当該工事の行程表 等

## ⑤ 助成金の支給

### 【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 支給申請書  
記載例



■ 都道府県労働局  
お問い合わせ先



# 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成））計画届 記載例

(建作様式第2号の3)

## 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成））計画 ~~（変更）~~届

東京 労働局長 殿  
 ( 飯田橋 公共職業安定所長経由)  
 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））の計画（変更）の届出を行います。  
 (届出年月日) 令和5年10月18日

計画届の提出の際は「(変更)」を取り消し線で削除してください。

社会保険労務士等に事務代行等の依頼を行う場合は記載してください。

女性作業員施設設置の2週間前までに提出してください。

① 申請者	(フリガナ) 中小建設事業主等の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名	アンテイケンセツ カブシキカイシャ <b>安定建設株式会社</b> ケンチク タロウ 代表取締役 <b>建築 太郎</b> 〒100-0000 東京都千代田区 〇〇-〇-〇 ■■ビル■階 (電話 03-0000-0000) (Eメール 0000@0000)	② 事業内容	女性作業員施設設置の2週間前までに提出してください。
	所在地	〒100-0000 東京都千代田区 〇〇-〇-〇 ■■ビル■階 (電話 03-0000-0000) (Eメール 0000@0000)	イ 雇用保険適用事業所番号	1234-567890-1
	代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 (フリガナ) 代表者氏名 [該当するものに〇]	コウロウ シヤカイ シヤク ジムシヨ <b>厚労社会保険労務士事務所</b> シャカイ イチロウ <b>社会 一郎</b> 代理人 社会保険労務士 (提出代行者 <b>事務代理者</b> ) 〒105-0000 東京都港区 〇〇-〇-〇 ■■ビル■階 (電話 03-0000-0000) (Eメール 0000@0000)	ロ 業種	とび・土工工事業
	所在地	〒105-0000 東京都港区 〇〇-〇-〇 ■■ビル■階 (電話 03-0000-0000) (Eメール 0000@0000)	ハ 常用労働者	70 人 ( 50 人 )
	申請書作成担当者	イ 職名 事務主任 ロ 氏名 建設 花子 ハ 電話 03-0000-0000 ニ E-mail 0000@0000	ニ 資本金・出資総額	事業主全体の人数 3,000 万円 当該工事業所の人数
			ホ 雇用保険料率	1,000分の 18.5
			ヘ 建設業許可番号	大臣 知事 第123456号
			ト 雇用管理責任者の氏名及び員数	氏名 厚労 太郎 当該工事業所 他 2 人

③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無 有(名称: ) 無

④ 実施計画	イ 施設の設置場所	住所 東京都練馬区 〇〇〇〇 〇〇-〇-〇	別紙の内訳書の③所要費用見込額（事業実施見込み経費）を記載してください。
	ロ 内容	工事名 ■ビル 整備工事	
	ア 更衣室	棟数 1 棟 床面積/1棟 8.5 m <sup>2</sup> ※対象外/1棟 m <sup>2</sup> 賃借の相手方 雇用建機リース株式会社 1棟費用/1ヶ月 25,000 円 総所要費用 275,000 円	
	イ 浴室	棟数 1 棟 床面積/1棟 m <sup>2</sup> ※対象外/1棟 m <sup>2</sup> 賃借の相手方 雇用建機リース株式会社 1棟費用/1ヶ月 40,000 円 総所要費用 440,000 円	
	ロ 便所	棟数 1 棟 床面積/1棟 m <sup>2</sup> ※対象外/1棟 m <sup>2</sup> 賃借の相手方 雇用建機リース株式会社 1棟費用/1ヶ月 40,000 円 総所要費用 440,000 円	
ハ シャワー室	棟数 1 棟 床面積/1棟 m <sup>2</sup> ※対象外/1棟 m <sup>2</sup> 賃借の相手方 雇用建機リース株式会社 1棟費用/1ヶ月 40,000 円 総所要費用 440,000 円		
ニ 計			715,000 円
ハ 貸借期間(契約上)	令和5年11月1日～令和7年2月16日	※ 助成対象期間	( 月 日 年 月 日 )

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

申請予定の施設のみ記載してください。

契約上の貸借期間を記載してください。  
 ※支給対象となる期間は最大12ヶ月です。

※労働局処理欄

認定番号	
認定印	

※ 着色セルの記載は必須です(実施計画④「ロ 内容」欄については申請予定施設分のみの記載で問題ありません)。

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）  
（女性専用作業員施設設置経費助成））計画届別紙 記載例

（建作様式第2号の3別紙）

女性専用作業員施設等及び費用 内訳書

(R5.6)

① 女性専用作業員施設の種類の	② 費 目	③ 所要費用見込額 ※事業実施見込み経費を記入	④ 算出基礎 ※③のうち支給対象外の費用を差し引いた 額を記入	⑤ 備考
a更衣室	i)女性専用作業員施設の本体に係る賃借料	235,000	円 235,000	
a更衣室	ii)資機材の搬入に係る運搬費	40,000	20,000	撤去費も含まれているため、差し引き
c便所	i)女性専用作業員施設の本体に係る賃借料	440,000	440,000	
計		715,000	円	※助成額

③と④が異なる金額の場合は、理由について可能な範囲で記載してください。

記入上の注意

1 ①「女性専用作業員施設の種類の」欄は、「人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））（女性専用作業員施設設置経費助成）計画（変更）届」（建作様式第2号の3）の④ロ「施設の種類の」欄で選んだ内容を記入して下さい。

女性専用作業員施設の種類の [ a 更衣室 b 浴室 c 便所 d シャワー室 ]

2 ②「費用」欄は、以下の費用区分を記入して下さい。

- i) 女性専用作業員施設の本体に係る賃借料
- ii) 資機材の搬入に係る運搬費
- iii) 設置又は据え付け、組立に係る工事費
- iv) 設置基礎、付帯設備に係る工事費
- v) 作業員施設内の備え付けの備品費
- vi) その他（備考欄に記入）

3 ③「所要費用見込額」欄には、行ごとに事業実施にかかる見込み経費を記入し、④「算出基礎」欄には、③の金額から、支給対象外の賃借料（※）を差し引いた額を記入して下さい。

- ※支給対象外の賃借料
- i) 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの
  - ii) 資機材の搬出に係る運搬費
  - iii) 使用期間中の維持管理費及び返却時における破損、欠品にかかる費用
  - iv) 撤去費
  - v) 光熱水料費、管理費、共益費、駐車場代

# 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書 記載例

(建作様式第5号の3)

## 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成・賃金向上助成））支給申請書

東京 労働局長 殿  
( 飯田橋 公共職業安定所長経由 )

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成・賃金向上助成））の支給を受けたいので申請します。  
(申請年月日) 令和7年5月31日

① 計画届の認定番号		●●●●●-●●●●●●●●●●●●	
② 申請者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称	アンテイケンセツ カブシキカイシャ <b>安定建設株式会社</b>	
	(フリカナ) 代表者の役職名及び氏名	ケンチュク タロウ 代表取締役 <b>建築 太郎</b>	
	所在地	〒 100-●●●● 東京都千代田区●●●● ●●●● ■ビル■階 (電話 03-●●●●-●●●●) (日中連絡先 コウロウシャカイホケンロウムジムショ)	
③ 事業内容		イ 雇用保険適用事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
		ロ 業種	とび・土工工事業
		ハ 常用労働者	事業主全体の人数: 75人 (←) 当該工事事業所の人数: 55人 (→)
		ニ 資本金・出資総額	3,000 万円
		ホ 雇用保険料率	1,000分の 18.5
		ヘ 建設業許可番号	(大田) 知事 第123456号
		ト 雇用管理責任者の氏名及び員数	氏名 <b>厚労 太郎</b> 他 2 人
④ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無			
		有 (名称:	) 無 ( )

社会保険労務士等に事務代行等の依頼を行う場合は記載してください。

別紙の内訳書の③所要費用額（実際にかかった経費）を記載してください。

実施計画	⑤ 女性作業員施設の賃借内容	イ 施設の設置場所	(住所) 東京都練馬区●●●●● ●●●●● (工事名) ■ビル 整備工事					
		ロ 内容	施設の種類	棟数	延面積/1棟	※対象外/1棟	賃借の相手方	1棟費用/1ヶ月
		a 更衣室	1 棟	8.5 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	雇用建機リース株式会社	20,000 円	220,000 円
		b 浴室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		c 便所	1 棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	雇用建機リース株式会社	40,000 円	440,000 円
		d シャワー室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	円
		計						660,000 円
	ハ 賃借期間 (契約上)	令和5年11月1日 ~ 令和7年2月16日			※ 助成対象期間	( 月 日 日 ~ 年 月 日 )		

賃金向上助成	番号	年間事業開始年月日 年間事業終了年月日	増額した賃金の 最初の支払日	支給決定番号	支給額 (円)	※支給対象経費額	※助成率	※助成額	
	1	申請する施設のみ記載してください。			契約上の賃借期間を記載してください。 ※支給対象となる期間は最大12ヶ月です。				
	2								
	3								

(注) この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。  
(注) ※のついている欄は労働局処理欄のため、空欄のままご提出ください。

※労働局処理欄	●計画届認定年月日 年 月 日					●支給申請書受理年月日 年 月 日		
	●支給決定年月日 年 月 日				●支給決定番号		●支給決定金額 円	
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考	

(R5.6)

※ 着色セルの記載は必須です (実施計画⑤「ロ 内容」欄については申請予定施設分のみ記載で問題ありません)。

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）  
（女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書別紙 記載例

(建作様式第5号の3別紙1)

女性専用作業員施設等及び費用 内訳書

(R5.6)

①女性専用作業員施設の種類	② 費 目	③ 所要費用額 ※実際にかかった経費を記入		④ 算出基礎 ※③のうち支給対象外の費用 を差し引いた額を記入	算定基準額（労働局記入欄）		⑤ 備考	
a更衣室	i)女性専用作業員施設の本体に係る賃借料	180,000	円	180,000		円		
a更衣室	ii)資機材の搬入に係る運搬費	40,000		20,000				撤去費も含まれているため、差し引き
c便所	i)女性専用作業員施設の本体に係る賃借料	440,000		440,000				
計		660,000	円			円		※助成額

③と④が異なる金額の場合は、理由について可能な範囲で記載してください。

(注1) 労働局記入欄には、記入しないで下さい。

記入上の注意

1 ①「女性専用作業員施設の種類の種類」欄は、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書」（建作様式第5号の3）の④ロ「施設の種類の種類」欄で選んだ内容を記入して下さい。

女性専用作業員施設の種類の種類 [ a 更衣室      b 浴室      c 便所      d シャワー室 ]

2 ②「費用」欄は、以下の費用区分を記入して下さい。

- i) 女性専用作業員施設の本体に係る賃借料
- ii) 資機材の搬入に係る運搬費
- iii) 設置又は据え付け、組立に係る工事費
- iv) 設置基礎、付帯設備に係る工事費
- v) 作業員施設内の備え付けの備品費
- vi) その他（備考欄に記入）

3 ③「所要費用額」欄には、行ごとに実際にかかった経費を記入し、④「算出基礎」欄には、③の金額から、支給対象外の賃借料（※）を差し引いた額を記入して下さい。

- ※支給対象外の賃借料
- i) 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの
  - ii) 資機材の搬入に係る運搬費
  - iii) 使用期間中の維持管理費及び返却時における破損、欠品にかかる費用
  - iv) 撤去費
  - v) 光熱水料費、管理費、共益費、駐車場代